

第3回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

日時：令和5年8月25日（金）9：30～12：30

場所：熊本県医師会館 2階 大ホール

○ 次第

1 開 会

2 報 告

（1）熊本市における学年別不登校児童生徒数等について

3 協議

【事例2】いじめへの対応①（被害生徒が転校したケース）

【事例3】いじめへの対応②（加害者が長期別室のケース）

（1）協議の視点（他都市の事例含む）等について事務局説明

（2）グループ協議

（3）グループからの発表

（4）全体会

4 諸 連 絡

5 閉 会

○ 議事録

1 開会

～省略～

2 報告

（1）熊本市における学年別不登校児童生徒数等について

【藤田会長】

教育行政審議会の委員の皆さんおはようございます。今日、第3回ということで、また新たな課題について御検討いただきますが、前回は、教師の児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応ということで、いろいろと事例に基づいて検討していただきました。色々問題点を挙げていただきましたけれども、最後の全体会のところでの、出てまいりまし

た意見としては、事実の確認をしっかりする、そのためのガイドライン等も整備をしていくというようなことの大切さ、それから第三者の方々に入っていただいて客観的な指標に基づいて対応するというようなこと。さらには、記録をきちんと取りながら事実確認を行って、またその事実をどういうふうに評価していくかというところで、ランクづけできるような指標なんかも設定というのが必要ではないかというようなところも検討として出てまいりました。

そのほか管理職の方の、教員一人ひとりに自立的な行動を促すような形でのコーチングが必要であるとか、保護者同士のトラブルにもなる可能性がありますので、保護者同士をどういうふうにサポートしていくか。あるいは自分の意見を言えないような子どもたちをどういうふうにサポートしていくかということで、これについてはＳＳ、教育の支援のところの文科省のほうの取組等が紹介されていたかと思います。

それから問題が起きたときに苦情を受け入れる機関とそれから、それを審議し、評価結果を請求者に対して行うというふうな機関と独立した運営というのにも必要ではないかというところでの話があったかと思います。いろいろと教師の暴言についての対応の仕方も、幅が広くありますので、一つ一つの道標をどういうふうに整理していくかというところが、対応する課題として出てきたかと思います。

そのほか、最後の全体会のところで、子どもの視点というのが非常に欠けていたので、子どもの視点をどういうふうに審議の中に生かしていくかというふうな内容。それから、先ほどのＳＯＳの出し方の教育ですね、こういったところをどういうふうにしっかり子どもたちに支援できるように体制を整えていくかということ。それから中学校での部活動の問題等もあるので、その辺のところを今の時代に合った形で、どういうふうに指導体制を共有していくか確認していくかというところの大切さですね、そういうところも出ていたかと思います。それから、支援体制が十分ではないというところで、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、身分的にも非常に不安定な身分の仕事かと思いますが、そういう方々の活動をどうサポートしていくか、市全体の行政への取組としての課題問題点等も出されていたかと思います。

そのほか、スクールロイヤーの役割そういったところが熊本市のほうは今から準備をするということですが、法的な対応ですね、そこら辺のところの仕組みをしっかり整備していく必要があるのではないかというところでの意見が出されていたかと思います。

今日は、第３回目ということで、もう一つのテーマです。こちらの方がかなり教育現場では問題になっているかと思いますが、いじめ問題への対応です。これについては熊本市のほうからしっかりと資料を今日は用意していただいております。どういうふうに対応のための診断基準、ガイドラインを用意するか、具体的に困った事例を一つ一つケースのレベルで落として委員の先生方に御検討いただけるような資料も用意していただいておりますので、今日は、いじめ問題の対応についてしっかり議論していただければと思います。

今までは２時間でしただけ３時間の枠ということで時間帯の枠も広げた形で、委員の先生方の忌憚のない御意見をいただきますとありがたく思います。どうぞよろしくお願いい

たします。

それでは、最初に前回御指摘いただきました件について、事務局のほうから報告をお願いしたいと思います。まず青木委員から御指摘いただきました学年別不登校児童生徒数についてということで、資料をまた用意していただいておりますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【吉里総合支援課長】

～ 資料説明 ～

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。今の総合支援課からの説明につきまして何か質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

【青木委員】

ありがとうございます。資料のまとめと御提示・御説明ありがとうございました。恐らくこのデータは、学校単位での分析ができると思います。今後ですね、必要がありましたらぜひ学校単位での分析などをしていただければと思います。今回の御説明では、家庭ないし、児童生徒個人に起因する要因と思われるものの御紹介がありましたが、学校単位での集計を経れば、学校特有の要因によって不登校がそれぞれの学校でどのような特徴や挙動を示しているのかという分析も可能かと思います。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。今の御質問御意見について、担当課のほうから何か御意見ありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

【吉里総合支援課長】

貴重な御意見ありがとうございます。詳しい分析等については、担当課でも行っていきたいと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。はい、お願いします。

【須藤委員】

現場での分析ということで、うちの学校も完全不登校はいませんが、不登校傾向の子を担当とかチームで対応しています原因等も色々でして、その分析で、学校ごとにどういう分析をするとか、何かもうちょっと詳しくそのところをお聞かせいただくと、現場にいる者としては、どういう目的なのか、またそれによってどういう我々が対応すべきなのか、先生たちも迷うところがあるので、知見を教えていただければありがたいなと思いますがよろしいでしょうか。

【青木委員】

はい、ありがとうございます。先ほどの教育委員会事務局からの説明を聞くだけでは、不登校の原因が家庭や個人、児童生徒個人や保護者にしかないという理解が出来ませんか。いかがでしょうか、校長先生。

【須藤委員】

不登校っていうのは、確かにいろんな複合的な要因があって、子どもの囲む家庭環境とか、学校の教育環境とか、いろんな要因があるとは思いますが。私たちも家庭のせいにするのではなくて、私は校長として、子どもを救うためには、家庭も救わなきゃいけない、寄り添わなきゃいけないっていうことで、スクールソーシャルワーカーや熊本市の場合、子ども保健課、いろんなところと連携をとりながら家庭の中に入ってもらって、中にはヘルパーさんに入ってもらっている家庭等もありますその家庭の力も高めていきながら、ただ見て見ぬふりをするのではなく、アプローチも学校としてやっています。誰かのせいにしているっていうわけではないですけど、先生いかがでしょうか。

【青木委員】

私が申し上げているのはそういったどこに帰責すべきかというような反応をされると困るということです。私が申し上げたのは別に学校のせいにしたいとかいう意味ではありませんが、どうも校長先生の御反応を見ていると、いやいや学校のせいではないですよというようなニュアンスが少なからず含まれているように思いますが、私の思い過ごしであれば、私はお詫びしなければいけませんが、ではお答えいたします。

例えば学校ではクラスサイズが学校間で異なります。あるいは校長のマネジメントにも大きな差があると思われれます。ひとまず、数量的に、学校の不登校が学校単位で異なる挙動を示しているかどうかまず虚心坦懐に調べることが重要かと思います。

例えば、ある学校では、小学校6年生から中学校1年生にある中学校へ進学したときに、不登校が増える学校もあると思いますが、むしろ中学校1年生から中学校2年生に進級した場合に、不登校が増えるというケースもあるかと思います。学校によって挙動が異なる可能性があるわけですね。それが、例えば、クラスサイズが大きく変わったからなのか。つまりマネジメントではなくて、外形的な違いですね。外形的な変化によって、不登校が増えたと思われるということなのであれば、これは教育委員会マターで、教職員配置などを変えればいいということになるわけですが、そうではなくて、なんらかの学校のマネジメントに起因する。それは校長の能力かもしれませんし、校長と副校長の関係かもしれませんし、そういうようなものがですね、要因として想定されるのであれば、これは、マネジメントスキルというものをどう行使し、身につけていくかという議論に展開されていくと思います。

いずれにしても、家庭だけに帰責、児童生徒だけに帰責するという発想ではなくて、学校の要因、それは別に学校を悪者にするという意味では一切私申し上げていないわけですが、学校に関わる要素で、不登校の幾らかの部分でもですね、説明ができるのだとすれば、と思われることが分かるのであればぜひ学校単位での分析というものをしていく価値といいますか、意義があるのではないかなと思います。私から最初に冒頭校長先生からお尋ねいただいたことについてのお答えは今の通りとなります。

【藤田会長】

はい、総合支援課のほうからお願いします。

【吉里総合支援課長】

私からの説明が不十分で誤解を与えてしまいました。大変申し訳ございませんでした。先

ほど説明しましたのは、色々な要因がありまして、家庭の問題はもちろんですけど、学校の問題もありますし、友達関係等、色々な要因がある中から、特に家庭の中ではどのような要因でそこに上がっているのかいるだろうかという質問に対するお答えをしたところです。少し言葉足らずで誤解を与えてしまいました。申し訳ございませんでした。

【須藤委員】

はい、ありがとうございました。よく分かりました。私の言葉がちょっと偏っていたものですから誤解を与えてしまいました。学校にも間違いなく、何かしらの要因があるので、校内でもケース会議等開いて、担任のフォローとか、子どもの学校での教育環境を少し柔軟に対応していくようにするということは、できるだけやっています。先生のおっしゃるとおり、もうちょっと自分の内省、足元を見直すことは各学校大事だなと私も思っています。ありがとうございました。

【青木委員】

もうちょっとだけよろしいですか。ちょっとやっぱりオンラインだと、ちょっと少し丁寧にやりとりしたほうがいいと思いますので。まずはその学校の何らかの運用とか、教育指導の在り方というよりは、外形的なものに注目するといいいのではないかなと思います。

先ほどの繰り返しになりますけど、クラスサイズですよ。私の分析でも、ある年から次の年にかけて、クラスサイズが変わった場合に不登校が増えるということが観察されています。

例えば熊本市でも少人数学級一部の学年で実施していると思いますが、少人数学級が、終わる学年がありますよね。その次の学年で少人数学級ではなくなる場合があります。こういうケースでクラスサイズが大きくなるわけですので、こういうとき結構要注意だということになります。つまり、中1プロブレムと言われるものは、環境が変わるってということもあると思いますが、クラスサイズが大きくなるというケースが多いわけですよ。小学校でのクラスサイズが中学校になったときに、幾つかの学校が集まった場合にクラスサイズが大きくなるというケースがあります。そう考えると熊本市であるかどうか分かりませんが、1小1中のエリアみたいなのがあったとすれば、その場合には中1プロブレムというものは余り心配がないのかもしれないかもしれません。むしろ中1から中2にかけて、クラスサイズが変わるような場合に、注意をしなければいけないということがあるかもしれませんので。いずれにしてもこの学校単位でどういうふうにクラスサイズが変わっているのかということを、振り替えるだけでも、これまでと違った不登校に対するアプローチということが浮かんでくる可能性があるかなと思います。

いずれにしても熊本市のデータを見ていませんので、細かく少し一般的なお答えになってしまって恐縮ですが以上です。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。前回の議事録のほうにも青木先生の御意見、今の御発言内容が出ていたかと思います。今日まとめて頂いている資料も小学校1年生から中学校3年生まで、本当に学年が上がるごとに、一定の割合で、不登校の児童生徒数が増えて

いるのが分かります。そこがどういう要因がそこに働いているかっていうところは、もう少し詳しく丁寧に見ていく必要があるかなと思います。小学校の場合と中学校の場合とで、総合支援課のほうで、全体の統計をまとめて頂いていますけれども、18の要因が学校単位でどういう要因がそこに関わって、どういうふうな構造的な特徴を持っているのかとかいうのは、学校単位でこそ、何か分析していくと、いろいろと考える材料が得られるのではないかなというふうに思います。結構やっぱり大変な作業に多分なるとは思いますけれども、学校単位でどうサポートしていくかという支援体制を考えていく上では、今日、今の最初のディスカッションの部分はすごく有益な御意見いただいたかと思います。ありがとうございます。そのほか、御意見ありましたらお願いいたします。

【遠藤教育長】

教育長の遠藤です。先ほどの青木先生の御質問というか、問題意識で1点現状申し上げますと、熊本市の場合、小学校が4年生までが35人学級だったのが、5年生6年生というふうに、年度ごとに1年ずつ増やしてきています。令和4年度は5年生までが35人学級、6年生は40人学級、令和3年度は4年生までが35人学級で、小学校5年生からが40人学級、令和2年度以前も4年生まで。というようなことですので、4年生と5年生、5年生と6年生、中学校は1年生と2年生のところにクラスサイズのギャップがあります。

ですので、その点がどのくらい増えているか。全体でいうと、そこまでギャップはないようですけど、学校ごとに実際にクラスの人数が増えた学校とそうじゃない学校で見比べると差があるのかもしれないというふうに思いますんで、その辺は学校ごとに調べてみたいというふうに思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。はい、お願いします。

【森委員】

公募委員の森です。詳細に調べていただきありがとうございます。1番気になるのが、この小学校2年生が2年間で3倍になっているって相当だと思います。他の学年も倍増しているところありますが、小学校2年生が、ちょっとADHD傾向の多動系の子が、相談に来られる方がすごく小児科医として多いです。この2年生でこんなに増えるっていうことは、きっと1年生の対応だと私は思います。そこら辺がこんなに3倍になるって2年間で相当だと思いますが、その何か理由みたいのって、例えばその2年生はこれでいうとどここの理由が多いとかっていうところも、すぐは多分お答え出来ないと思うので、検討していただけると。この2年生でやっぱり不登校になると、この後も多分戻れない子が多分多いのではないかなと思うのと、うちの小学校とかでも2年生がやっぱり学級崩壊っていうこともちょいちょいあります。この2年生の理由っていうのがもし分かると、やっぱり多分学年ごとに理由って全然違うと思うので、すごく大変ですが、学年ごとに理由が分かると、特にやっぱり極端に増えている。だから小2と中1ぐらいが分かると、もっと何か結局、一緒の理由ってもうなくて、いろんな理由がありますが、やっぱり2年生ぐらいって私が見ていてもやっぱり学校と合わないって子がすごく多いですよね。学校でつらいとか学校が過ぐすのがつらい

とかっていう先生が怖いとか言う子がすごく多いので、何かその2年生の極端な増え方の解析がちょっと必要かなと。2年生で、手を打っておけばこの後、減るのではないのかなっていうのはちょっと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございました。今までの議論は、学年間の比較のところでの特徴をクローズアップしていただきましたけども、学年の中でも、経年変化ですね、3年度分の変化を見ていくと、そこに大きな特徴を示している学年と、そうでもない学年とありそうなので、そこをうまく説明できるような分析がもしできれば、もう少し考えることが具体的に考えることができるかもしれないですね。ありがとうございます。その他ありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

【富永委員】

これだけの統計をとられるって本当に大変なことだろうと思います。令和2年・令和3年・令和4年とコロナ禍に学校があったかなと思いますが、その辺のリアルな感覚ってものを今日校長先生いらっしゃっているのも、その辺の影響とか、学校がカバーし切れなかった何かあるのかなってものを教えていただけたら助かります。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。令和2年度から令和4年度にかけてちょうど令和2年度の終わりぐらいからコロナで一斉休校のような動きがあったかと思いますが、学校のほうで何か少し特徴的な変化がありましたら、可能な範囲で御説明いただけると、ありがたく思いますが、いかがでしょうか。はい、須藤先生お願いします。

【須藤委員】

今、森委員のほうから言われた2年生っていうのはすごく私も共感できるところです。というのが小一プロブレムっていうのが前からいろいろ言われているのですが、やはり学習が始まるとか大きな母集団が先ほど青木先生も言われたように、かなりクラスサイズが幼稚園・保育園に比べて大きくなるとか、学校に滞在時間が長くなるとかですね。いろんなところで1年生のうちにいろんな不適応SOSを出す子どもたちがいます。

学校としてもいろいろ特別支援関係のケース会議を開いたり、必要であればそのSSWっていうのを対応したりすることがあるので、この2年生になって増えるっていうのは分かります。

学校に1人しか支援員がいませんが、もう1年生の教室に今貼り付きです。他の学年には行けてない状態。そういうふうな子どもたちがやっぱり何人かいる。立ち歩きとか、寝そべりとか、学習に対する得意、不得意もある子がいますので、それになるべく対応できるように支援員がほしい状態です。熊本市以外の益城町なんか話を聞くと1年生教室は全部3クラスあれば3人支援員がそこにもついているとかですね。そういうふうな手厚い状況を作っているというのが現実です。先ほどの青木先生の話や森先生の話はすごく共感出来ます。

またコロナ禍に関しては、コロナ中に、やっぱり怖いということで長期間お休みになった子どもたちはいましたけれども徐々に復帰して、今はコロナのために引き続き学校に来て

いないっていう子は1人もいません。ただその時にちょっと不安になったり家族で不安の状態にやっぱり陥った子は、不登校ぎみになっています。でも学校とみんなつながって、子どもの思いとしては来たいという思いはあるから、そこを受け止めながら今少しずつ時間をかけて焦らず、見守りして保護者ともつながりながら時々面談をしたりとかしている状況です。

ですから、先生方、大学の先生方も来ておりますので、科学的知見も学びながら、どうしてこんなに増えているのかっていうのは本当に私どもも苦慮して、心配しているところです。今の子どもたちの状況を、何とか学校でしたいですが、いろんなところとつながりながら、教育長がおっしゃる教育エコシステムもそうですけれども、何かつなぐ役割とか分散する役割をしないと、何かしていかないと、根本的な原因のところに手を入れないと、なかなか私もはっきりとした答えは持っていませんが、学校として本当に現場としてもそういうふうに、すごく肌で感じるところはあります。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。今の御説明でよろしいでしょうか。はい、お願いします。

【富永委員】

コロナ禍と言ったのは、それが原因というよりも、例えば家庭内のDVが増えるとかですね、いろんな子どもの環境が変わる、その影響。例えば長期欠席者の理由の14番に無気力不安とかありますが、それに影響するとか、特にそういうのが学校で見受けられなかったらいいのですが、他の両親・夫婦単位の相談は増えている傾向にあるので、そういう背景がどうなのかなと思って質問させていただきました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。その他、はい、お願いします。

【比江島委員】

向陽台病院の比江島でございます。精神科医なので、児童病棟を持っている精神科医なのでちょっとコロナの事はちょっと一言つけ加えさせていただきます。コロナが始まって、休校の間は患者さん、家の中で安心して過ごせる、家族と一緒にいるっていうので、受診される子どもは、ぐっと減りました。そして学校が始まった時、爆発的に増えました。

31床ですが、もう下手したら10床切っている位、もう大変ガラガラになる時期があって、それがコロナ休校明けはですね、一気に増えて、31床ほぼ満床で、ウェイティングリストが出来て、もう何十人も待っているっていうような状態になりました。

そして、また徐々に復帰して戻って行って、ぐっと収まっていきました。だから多分、学校なんかが本当に手厚くケアされていたのだろうなというふうに思います。

また、うちで市教委から学校を設置してもらっているのも、少人数でならして戻していくっていうのを手伝わしてもらおうと、ここもすごく学校の先生方の院内学級の先生方に大変力を入れていただいたなというふうに感じます。今どうかというと、今もう満床です。

だからもう本当にウェイティングリストが出来て、大人の病棟で一旦受入れようと、今、文科省・厚労省とも夏休み明けが、自殺が増えるということで、我々夏休みの最初の月曜日

ですね、とにかくスクランブルで相談型を受けるという体制を今つくっています。

ただこれ子どもの病棟は満床ですので、大人の病棟で一旦受けてから、開いたら子ども病棟に移すと。そこを家族にどれだけ丁寧に説明するかと、大人の精神障害の方の急性期病棟で受けるということが、子どもにとって不安かもしれないけど、自殺が切迫しているところではないなというふうには思っているところです。何が言いたいかというと、コロナは、本当に大きく影響しているので、それぞれの学校が努力して結果としては、今はうまくいっているというふうな学校もあると思いますが、トータルで見たらですね、やっぱり小学校1年2年と徐々に社会に出ていく、暴露されて慣らして行って、自分にも社会があるという事。そこが一旦引き離されたことで、不安の閾値が下がってしまって、また1年生と同じように、もう1回家から出て、子どもたちの中に戻っていくってこれはすごいハードルだったというふうに思います。

須藤先生の発言が、コロナが大した影響じゃなかったというふうに伝わるとちょっとそれは違うと思って、補足させていただきました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。医療関係のほうから具体的な御説明をいただきましてどうもありがとうございます。そのほか御意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

【末富委員】

日本大学の末富です。青木先生の問題提起を私も大事なことと思って受け止めておりますが、恐らくデータ集計の仕方を少し工夫していただけるとよろしいかなと思います。

私自身も今、自治体のデータ連携関わっておりますが、子ども一人ひとりのデータを集約しながらのいろんなレベルで分析をするということが先ほどからの青木先生の問題提起だろうというふうに思っております。それがいわゆる学校の指導のスタイルですとか、最近増えてきていますのが学校風土尺度ですね。学校が努力して、何かできることだけではないと。学級サイズの影響は、かなり最近、様々なデータから、従来言われていたよりは、クラスサイズの影響はあるということは私も改めて実感しているところですけども、そうした要因なのか、あるいは支援員が配置出来ているかどうかですとか、そうした学校というよりは人的体制の問題みたいに関係するいろんなレベルがあります。

ただそれをいろんなレベルで分析するためには、そもそもデータの粒度を高めていかないといけないということがございます。

ただ、粒度を高めて、例えば埼玉県の前橋市では、何が不登校の最大の説明要因かという、前の学期の欠席日数だけが、前橋市のデータで今聞いている状態です。そこからさらにいろんな分析かけているのですが、比江島先生おっしゃったように、やっぱり一度休んでいくと、その再スタートしていく時のサポート体制でかなりいるはずですね。そこをどうするのかですとか、一度分析してみるとそれだけでいろんなものが見えてきますが、恐らくかなり考え始めると様々な変数が出てきてしまいます。

そのときに、このデータ取ってなかったよねということにならないのが、児童生徒の一人

ひとりのデータを蓄積していきながら、学校学級の様々な調査、あるいは制度的な変数と組合せて保管していくということが大事です。であればいつでも分析出来ますので、熊本市であれば、ある程度それが可能だろうと判断しますので、そうした問題意識に頼るデータ構築を、そもそも子どものインフラとして、設計なさるような組立て方というのが、そもそもの問題解決ですね、我々が見落としているかもしれない変数というものを後で検証するということも含めて可能になるというふうに考えております。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。もう少しデータを丁寧に分析するということと、継続してデータをとっていただくということで、令和5年度のデータもしっかりとっていただいて、もう少し分析していくときの視点を議論いただければと思います。御意見は、青木先生ですかね。はい、お願いします。

【青木委員】

はい、ありがとうございます。度々すいません。恐らく末富委員の御意見が、データ分析の観点からはベストな御意見で、個々人の要素のレベルのデータも集めるってということだと思いました。あとは、市の教育委員会事務局の人的なリソースでどのぐらいの事が現状でできるかという事での御判断だと思います。

私が申し上げたのは、不登校のデータは恐らく文科省の問行調査で提出しているものなので、既に手元にあるものです。私は先ほど来申し上げているのは、クラスサイズについて学校基本調査とマッチングをした私の2次分析の結果です。つまり、熊本市として既に持っているこの二つの問行調査と学校基本調査のデータを組み合わせるというワンステップをしていただければ、学校単位の学年進行の不登校のデータ分析が可能という、そういう御提案となります。

先ほど、校長先生から貴重な御意見いただきました。例えば、そういう外形的な1番シンプルな学年進行のクラスサイズの変化というものと、そこまでが分かればあとは、学校単位で、うちはそういう全体のトレンドからして不登校率の上がり方が、高い低い同じ位と分かりますので、そのときに、振り返る際の視点として、クラスサイズ以外の人的なリソースがうちはどうなっているのか。例えば、支援員が、ある学年に手厚く運用されているけど、そうじゃない学年があるとしたら、その辺り何か不登校の増え方の要因があるのではないかっていうそういうような気づきみたいなものが得られるのではないかなと思います。まずはその辺りからいってみるっていうのも一つの形ではないかなと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。公的機関のほうで、定期的に行っている調査ですね。データを使って分析をするというところで見えてくるものですね。検討する余地は十分あるかと思います。あとは、このデータの中でずっと出てくるのは、どちらも実は横断的なデータになるかと思います。学年間で比較するのも、上手にそこを区切っていないと、見えてこないものがあります。学年内の中でも比較するのも、年度ごとにその学年に入ってくる子どもさんは違いますので、令和2年度が1年生で、令和3年度が2年生、令和4年度が3年

生、令和5年度が4年生ということで、広報等を少し大事にした分析をすると、もう少し子どもの視点に近づいた分析にもなっていくかなと思います。そこに環境要因、先ほどの青木先生がおっしゃったようなクラスサイズがどう影響してきているかというところでの人数の増減のところにかかってくるようなものであれば、もう少し学校のほうの対応の仕方等も加えた上での検討ができるかなと思います。いろいろと分析の余地はあるかなと思います。またいろいろ御意見いただければと思います。

それではちょっと大分時間使いましたので、もう一つのほうの説明ですね、質問がありましたので、そちらのほうをちょっと対応させていただければと思います。前回、末富委員から御指摘いただきました、熊本市における体罰等判定フローについてということで、この詳細を教えてくださいということでしたので、これにつきましてまた事務局のほうから説明をお願いいたします。

【教育政策課 橋爪教育審議員】

～資料説明～

【藤田会長】

はい、今事務局のほうから体罰等判定フローチャート熊本市の取扱いについて資料を用意していただいて説明をいただきました。今の御説明について何か質問や御意見等ありましたらお願いいたします。

【末富委員】

御説明大変ありがとうございました。現状の仕組みですとかの基準については、書かれていたものについては理解いたしました。ただ現実の運用を踏まえて今御説明いただいたスモールDとEの部分ですね、区分も難しいであろうし、もう少し多様な事例がありうるということは実際そうだろうと思いましたが、今日の後ほどのテーマとも関わりますが、いじめについても、多様な実態をどのように区分して対応するかということは、あったほうがいいだろうと思っておりますので、例えば熊本市の教員についてのトラブルの事案というのは十分参照に値するものだろうというふうに考えました。御説明ありがとうございました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。そのほか、御意見御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。前回第2回のところで御質問いただいた内容については、今、事務局のほうから御説明をしていただきました。結構第2回目の審議・報告で、最後時間もなく終わったと思いますけれども、前回の復習の意味でもかなりいろんな視点からの御意見、質問いただきましてありがとうございました。前回と、今日の前半のこの意見のやりとりですね、踏まえて、充実した議論につながっていたのではないかなと思います。ありがとうございました。

(1) 協議の視点（他都市の事例含む）等について事務局説明

【藤田会長】

それでは協議ですね、今日第3回の協議に入りたいと思いますが、先ほども申しましたように今日のテーマはいじめ問題になります。それでは、前回と同じように、三つのグループにもう分かれていただいています。まず、最初に協議の視点についてですね、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【須佐美学校教育部長】

～説明～

【上野子どもの権利サポートセンター開設準備室長】

～説明～

【須佐美学校教育部長】

～説明～

【藤田会長】

はい、御説明いただきましてありがとうございました。この会のためにたくさんの資料を御用意いただきましてどうもありがとうございます。今からの審議については、事務局のほうで用意して頂いている資料に基づいて、いじめの問題に関わる協議の視点ですね、仕組みや基準それから組織の問題もありました。それから、それぞれ具体的にどういう課題がそこに含まれるかということで、課題を、20幾つですかね、22ですかもう少しありましたかね23ぐらいですかね、分けて、整理していただいた説明の表ですね。それから、具体的な事例ということで、一応仮数の事例ですけれども、実際に起こりうるようなところを丁寧に準備していただいています。これに基づいて審議をしていただくことになりますけれども、そのほかに、参考資料として、いじめ防止対策推進法の御説明、熊本市のガイドブックの説明、それから熊本市の現況、それから新たな取組として各自治体のほうで、どういうふうな工夫をされているかというところの資料も用意していただきました。

そして、熊本市のほうで、今準備をされている熊本の子どもの権利サポートセンターの準備状況というところで、いろいろと議論にかかるようなところの参考資料はいただいています。それから、事前に委員のほうからの意見ということで非公開資料になっていますけれども、御意見をいただいております。なかなか全部使いながらの議論って難しいかと思いますが、当初100分ぐらい予定していたのですが、もう1時間ぐらいになります。

11時40分ぐらいをめでに各グループで協議をしていただいて、最後5分ずつ報告をお願いできればと思います。

まずは、いろんな資料がありますが、委員お1人お1人の今までの御経験、それから、いじめ問題に対する見方・考え方を、自由に発想をそこに持ち込んで投入していただいて、各グループでのディスカッションを、いろんな形で、問題を解決するということでは、前回と同じではありませんということなので、どんな見方が可能か、どういう可能性がその問題へのアプローチの仕方として考えられるか、自由な発想を持って、ディスカッションに参加していただければと思います。全体について何か進め方と資料の内容等で、今、この時点

で確認したい事がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは11時40分をめに各グループのほうで審議のほう入っていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) グループ協議（非公開）

(3) グループからの発表

【藤田会長】

はい、よろしいでしょうか。今日は少し長時間に渡っていますので、休憩入れさせていただきました。それでは全体会のほうに移らせていただきます。ここからは一応公開となりますので、まず、グループのほうで1時間ちょっと議論をしていただきましたので、グループの発表を5分程度でお願いできればと思います。まず私のほうから、グループでの意見、どういう意見が出たかを紹介させていただきます。

教育行政に携わる方、それから体罰等審議会ですね、市のお仕事に携わる方、それから病院でケアに当たられている方々、いろいろな方々の意見を伺いました。今日のテーマはいじめ問題の対応ということですが、この教育行政審議会のほうから用意いただきました資料のうち、協議の視点を二つに分けて、ディスカッションしていきましました。

一つは、学校の外ですかね、一応、保護者の問題、それから、組織的な対応の問題ですね、第三者の視点での対応の問題というところと、あと二つ、もう一つのほうは子どもの視点にどれぐらい近づいて議論ができるかというところで話をいたしました。

前半のところについては、具体的な事例を読ませていただきながら話をしていきましましたけれども、基本的にやっぱり、何でもかんでも学校で解決しようとするというのは、すぐに疲弊した状況を持つ、関係者にもたらすということなので、参考にしたのは寝屋川市のいじめ対応の三権分立というところで、もう問題が深刻化する前に、法的なアプローチですね、どうしても保護者同士の対立というところに、事例の中でやっぱり扱われてきたところだと思いますので、法的なところは司法にお任せして、学校の役割としては、子どもにとっての安全な居場所というところをどう保持していくかというところの役割に徹して、教員が全てを受入れてしまうと、もう教員がもうすぐにダウンしてしまうので、そういう状況もなるべく回避したほうがいいでしょうと。

それから、行政系的なアプローチは、そこの法的なアプローチと教育的なアプローチを橋渡しするところで、特に学校をサポートするような形で、学校サポートチームのような形で設置をしていただいて、家族の中での問題とか生徒間での問題で、学校の中で比較的扱ったほうがよいようなところは、積極的に行政のほうをサポートするような体制をつくってはどうかと思います。

最終的にやっぱりこの保護者同士の問題を使うということになると、間違いなく、全てのそこに関わった方々がトラウマに近い経験を、どういう立場の人でも被害を受けてしまう可能性がある。なるべくもう頑張り過ぎないように、役割をきちんと司法での対応の手だ

てがあるのであれば、そこに任せたような形で、当事者自身もそれからケアをする学校の職員も、保護者のほうも全て巻き込まれないような形で対応の仕方がやっぱり1番いいのではないかっていう議論が行われました。

それから後半の子どものほうのアプローチについては、これはやっぱりこの事例を見ながら、明らかにこれも学校で何とか解決しようとする。教員がそこに間に入って、加害者・被害者を取り持って対応しようとするっていうふうな記録が記述されていましたが、これについても明らかにやっぱり専門的な機関が関わったところで解決すれば、こんなにもこじらせないで済んだはずなのに、頑張り過ぎてというところで一つは、子どものほうがいろんなところでトラブルを起こしているのであれば、その子どもの対応な特性ですかね、そういったものをきちんと専門機関のほうで見ていただく。具体的には鑑別所の役割とかですね、イギリスのほうでは教育支援センターというふうなところに役割があるということですけども、子どもにじっくりこう向き合っていて、ただ日本の中では、このイメージが余り良くないので、でも本来は、子どもの教育の中で、一人一人の力を回復させる方向での支援の仕方が本来の法務教官の仕事なのではないかというような意見もありましたので、そういったところをできるだけ言葉が持っているバリアを取り除いて、困っている方々が利用しやすいようなサービスの提供の仕方ですね、そういったものが出来ないかどうかというところ。それから、子どもの立場で考えたときに、被害に遭われた子も、加害の側の子どもも、それぞれにやっぱり学校にどういう形で回復しながら戻っていくかっていうプロセスを同じようにやっぱり尊重したほうがいいでしょうということで、そのところで最終的に、この事例の中では、被害を受けた子どもが転校するような架空のエピソードでまとめられていましたけれども、加害の子どもへのアプローチの仕方がやっぱり記述が非常に少なかったもので、その子どもたちにとっての選択肢みたいなものも具体化しながら、学校現場でどう解決していけばいいかです。あくまでも、手法的なところは取り除いた上で、保護者のほうも一生懸命頑張り過ぎるところもどうしてもやっぱり出てくるので、そのところの働きを弱めながら、当事者の子どもたちが、安全な居場所として学校に戻れるような回復のプロセスをどう考えていけばいいか、そういうところでディスカッションをさせていただきました。

続きまして、2番目のグループになりますけれども、Bですね、出川委員のグループになりますでしょうか。はい、報告をお願いします。

【出川委員】

私達の中で話し合われた内容は、まず、学校で多くのことは解決出来ているということで、なかなか対話が出来ないような場合に、先生たちが大変消耗することが多いということで、解決できるような仕組みとして、第三者機関、学校外に対応する機関をつくるのがいいのではないかという話が出ました。

またいじめに対応するということの中に入るのかそれ以外になるか分からないですが、子どもの話を十分聞く、そういった人が、特に必要ではないかと。子どもの話を聞く人を第三者として作っていくことが有効ではないかという意見が出ました。

いじめの対応では、保護者の対応が非常に難しく、子ども同士の関係性がうまくいくようになったとしても、保護者同士が対話できなかったり、保護者が納得しなかったりすることが多々あるということから、第三者機関を設置するとしても、保護者に学校で対応してもらおうのか、第三者機関に対応してもらおうかを、保護者を選択してもらう方法も考えられるのではないかという意見が出ました。

また第三者機関の対応については、透明性の課題があり、内容をはっきり見せることにも難しさがあるし、見せないことで、納得出来ないという問題も上がってくるのではないかっていう話が出てきました。

また、いじめの定義のことについては、いじめ問題でこぼれ落ちてしまう子どもたちがいないように、広い意味での、いじめの定義になっていると。

本人が精神的な苦痛を感じた場合にはなっていますが、それを狭めていくと、それはそれで、現在のところでも、埋もれてしまいその定義にあたらない、いじめもあるので、これはまだ検討が必要で、まだそれについては、特段狭めるとか、広めるというような話も出ませんでした。

ただ、いじめと犯罪っていう例えば恐喝とか暴行とか、分けてはどうかと意見が出てきましたが、そういったときに、線引きすることの難しさや、教育的な指導を諦めるのかっていうところで、いじめと犯罪と分ける難しさについても意見として出ています。

また、いじめの未然防止の取組ということですが、実際に今子どもたちにいじめの評価基準をつくってもらって、自分たちで点検するというようなことがなされているという委員からのお話がありました。子ども自身が参画して、いじめをつくらないような仕組みをつくり、環境を整えていくっていうことについての話も出されました。あと、保護者に対してです。いじめが起きたときに、加害であっても被害であってもどういうふうに対応したほうがいいのかっていうのが分からないので、保護者全員が、そういう立場になったときじゃなくても、1度はそういった理解・知識を得るような機会を設けてはどうかと、また、子どもは成長段階で様々なトラブルがある。そういう時期だっていうことを、子ども自身に理解してもらおうことが有効ではないかっていうような意見が出ています。

【藤田会長】

ありがとうございました。それではCのグループですね、中西委員のほうから報告をお願いします。

【中西委員】

私たちのグループでの議論ですが、まずそもそも、いじめのトラブル等があって、その関わり合いを持たないように、そういう環境を作ったほうがいいのか、つまり、元に戻そうと無理にする必要はないのではないかという、そういう発言がありました。

それは後半のほうで、オルタナティブスクールのようなものも、もっとちゃんと整備されてもいいのではないかという話になってきました。それから前半のほうで、体罰のフローチャートを御説明いただきましたけれども、そういうフローチャートのようなものが、いじめ対応でも必要なんじゃないかという話がありました。

そういうものをつくるためには、具体的な事例がしっかり集められないと作れないのではないかと。先ほど、体罰のほうは、その都度事例があって見直していくというお話がありましたけど、そういうようなことも必要ではないかという話が出ました。

また、加害者と言われる側の聞き方ですね、学校の先生方のどうしても指導になってしまうので、指導ばかりではその根本的なところの解決が出来ません。あるいは、先ほどのフローチャートの話にちょっと戻りますけども、教員の声かけですね、いわゆる子どもたちに対応する場合に、やっぱり言うてはいけないことを言うてしまうケースが、やっぱり散見されると、そういうNG集みたいなものもあってもいいのではないかというような提案もありました。

教員が何でも教員で解決しようということも無理があるので、早い段階から、外から他の人なり組織なりが関わったりした方がいいだろうということで、今度できる「子どもの権利サポートセンター」に、そういう所への期待の声もありました。

最後に、何らかの学校内でのトラブルがあったときに、そういうことが起きたらどうなるのか、いわゆるいじめる側への懲戒も含めてですけども、何も起きない段階で、例えば年度初めの段階で、こういうことが起きるとこういうふうになるということを、ハンドブック等にして、それを保護者にも、子どもたちにもそして教員にもちゃんと周知するということが大事ではないかというようなことが最後に発言としてありました。

(4) 全体会

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。今、三つのグループで協議していただいた内容を報告していただきました。それでは少し時間をとらせていただきまして、今、報告いただきましたそれぞれのグループの意見についてですね、そのほか自由に色々と報告された内容でもいいですし、そのほかグループのほうでまた別の問題点、こういうのも議論になったとかですね、質問や御意見、どういう形でも結構ですので、自由に御発言をいただければと思います。お願いいたします。はい、お願いします。

【末富委員】

日本大学の末富です。先ほど、イギリスの事例少し出していただきましたが、こちらの教育行政審議会の目的と照らし合わせて、割と大事の考え方がイギリスにはありますよという話をさせていただきます。

イギリスではですね、学校の政府がワーディングポリシーというものが、政府によって義務化されています。日本の学校保健安全法が、子どもに対する学校関係者、児童生徒も含めますけど、虐待等の人権侵害的行為から守らなければならないということで、学校安全主任を定める等の、あるいは危機管理はこうするという政府の公的なマニュアルが整備されています。逆にそのマニュアルどおりにやらなければ、違法性が高いということで関係者処分の対象になっていきますが、マニュアルに従って行動することによって、リスクコントロールを全体的にしようっていう発想です。

なので、熊本市は今回いじめっていう事案について、学校というのは居場所であって、子どもたちが学ぶ場なので、そこの安全を守るという視点から私は申し上げましたが、一つはいじめに限らないという主張を持っておいたほうがいいのではないかとということをちょっと伝えたかったということです。

その際に特に大事なのが、イギリスの学校安全基準で、実は学校外の子どもたちに関わるボランティアですとか、スポーツスクールだとかアートカルチャー系のスクール【家庭教師】も含めて、全てこの子どもの安全っていう、チャイルド政府ガーディングっていうルールを作らなければならない、そのための責任体制を作らなければならないということにもなっています。

なぜかという、子どもの権利を実現するためですね。イギリスでチルドレンアクト、日本の子ども基本法が1989年に成立していますが、それをいかにして子どもを守る仕組みをつくるかって法律です。日本の場合、子ども基本法は理念法です。だとすれば、どうやって子どもを守るかの仕組みを、特に自治体のレベルでどうやって実現するかというのは、包括的な視点を持たなければならないとか、いじめにどう対応するかという話で、どうしても教員とか学校の視点が中心になるのは、子どもの権利の視点がまだ私たちの中にそんなに、十分ではないからですね。逆に言うと子どもの権利基盤というものを、どれだけ子どもたちの学びですとか、育ちの現場全てに位置づけられるかと。その基盤の上に、学校安全のルールをどうつくるのかと、子どもたちが安心して学び育つ。学校も学校外もそんな場にしていくというような包括性を持った視点の中でいじめ問題もとらえないと、多分今後も確論に終始することになります。もちろん各論非常に大事ですけども、総論との部分をきちんと考えていくということが、あらゆる場で、子どもたちが、自分らしくあるいは自分の個性というものを大事にしながら前向きに育っていけるという環境を作ることになるというふうに思います。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。そのほか、御意見等ありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

【西村委員】

保護者代表の西村です。市の子ども権利サポートセンターの設置については、保護者としても、大変期待をしています。窓口は多いほうがいいと思います。窓口が多いけれども、内容を共有していただけたらなと思っています。幾つか意見が出ましたけれども、学校だけの問題ではなくて、子どもをみんなで育てるという視点に立っていただくのが1番いいなと思って、例えば、年度初めに学校をこういうふうな経営をしますということを校長先生が言われると思いますけれども、その時にこういう約束でいきましょうとか、そういうことを入れたらどうかという話がこのグループで出まして、ぜひできるところからやっていってもらえたらなと思っています。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、そのほかに御意見ありましたらお願い

いたします。はい、お願いします。

【村田委員】

村田です。先ほどの中西先生のお話のいじめのほうにも体罰等審議会っていうか体罰のほうのようなフローチャートをつくるべきではないかっていうお話にとっても共感しましたが、フローチャートも、もちろん、それをもとにいろんなケースの判断に使っていただくことも出来ますし、その話合いの中で実際にその事案が起こってなくても、こういうときには、こういうふうにしようっていうふうに、日頃からの先生方に共有していただく材料にはなると思うので、フローチャートっていうのはあっていいのかなというふうに思ったのと、体罰のほうでは、具体的ないろんな例えばこういうケースっていう、幾つものケースを表示していて、それごとにどういう言葉掛けをしていますか、こういう言葉掛けをしていませんかというハンドブックのようなものが作られています。

数年前、1年目2年目にかけて、体罰等審議会の委員も、先生方の使っていただく冊子の作るための意見の提出などもしていましたが、体罰などの防止のための指導の在り方を、先生方が話し合うために共有していただく冊子という感じです。

先ほどNG集みたいなのがあったらいいのではないかっていう話の中で、その冊子のことを思い出しましたが、体罰のほうの冊子の中では、こういう言葉掛けしていませんかというNG的なものは表記があります。こうしなさいとか、こういう言葉をかけなさいみたいな正解は一切書かれていないです。私はそこがとても大事だと思っていて、なぜなら、子どもの年齢とか学年とか性別、クラスの状況や家庭の環境、また、その子自身の特性などによって、そのアプローチの仕方っていうのは変わる可能性もあると思います。大事なのは、こんなときはどうするかっていうのを、先生たちで1回限りではなく、何度も確認をして共有していただくことで、いざというときに、さっと判断してもらうためのケース訓練とか、心積もりにしてもらえたらいいのかなと思うので、そういうNG集みたいなのとか、フローチャート・冊子のようなものがあっていいなというふうに感じました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。先ほどの委員のお話にもありましたけど、子どもの権利サポートセンターの設置準備の状況に合わせてのいろいろと具体的な取組に期待されているということと合わせて、今日資料でいただきました体罰のフローチャートと同じようなバージョンでいじめ対応のフローチャートとか、また具体的に、求められる発言、避けるべき発言とか、NG集のようなもの、ハンドブックとして活用できるようなものを、できるだけ、広報の意味でも、具体的に身近な問題に、いじめの問題も市民の皆様にも共有してもらえそうな形で、サポートセンターのほうの取組ですね、かなり仕事を期待できるのではないかなと思います。ありがとうございました。その他ありましたらお願いします。

【中西委員】

中西です。先ほど、第2グループのほうでいじめの定義の、いじめ防止対策推進法の定義の話でやっぱりこのままのほうがいいのではないかという御意見があったということをお聞きしましたが、私はこのままでちょっと問題じゃないかなというふうに思っている立場

です。いじめをとらえるということは、もう初期段階でとらえるっていう点ではぜひ幅広くとらえなければいけないと思いますが、その後のことが、今、チャートの問題も出しましたが、その後どうするかっていうところが非常に曖昧なままになっていて、それが、なかなか声は上がりませんが、学校をある意味疲弊させている部分があるような気がします。

学校からの声ってそういうのはなかなか上がりませんが、私、実は、東京のある学校で、いじめもあった、子どもが自殺したというところに関わったことがあり、今も関わっていますが、そこで、その後、何がいじめかどうかということについて、徹底的にやっぱり判断をするということをしています。何かあったら、全てそれを保護者に伝えるということをしていますが、物すごく膨大な量で先生方の作業量を、実際それやっている場も見せていただきましたが、大変なことになっています。本当にそれがいじめをなくすことに繋がっているのかなということをやっぱりはてなマークがつきます。そういうことも、あるいはその保護者対応をどうするかということも、クレーマーと呼ばれたりですね、あるいは本当に理不尽な訴えというのもあったりするわけなので、その辺りも含めてですね、どう対応していけばいいのかっていうことをチャートで考えてみるっていうことはすごく大事ではないかなと思いました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。今日の教育審議会のほうの事務局のほうから用意いただいた協議の視点のところですね、いじめ防止対策推進に基づいた事案対応というところで、いろいろと課題が出されていました。どういうふうに定義に従って対応していけばいいかっていうことで、学校がもう過剰にやっぱりいろんなことを組入れて対応し、解釈して、そこを事案として扱うようなこと、それから、重大事態に対応するようなところで、1号事案2号事案ってありましたけども、そういうようなところで扱っていくことによって、学校の中でそれが複数起きてしまった時に、もうどうにも対応出来ないような状況になる。疲弊していくような組織として疲弊していくような状況の説明もありましたし、過去に遡ってというところで、その案件をまた調査するにしても、職員の異動であったり子どもの卒業であったりということで、なかなか、このいじめ防止対策推進法に基づいた対応のところでは、具体的な問題が解決出来ない問題と直面するのかなと思います。

どこまで対応すればいいのかとかいうのも含めて、チャートのようなもので、少し具体的に考えていただけるような材料が、また用意していただけると、もっと深く議論できるかなと思います。ありがとうございます。そのほか、御意見ありましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。

【森委員】

すみません、ありがとうございます。グループの中で、ちょっと話が出ましたが、そもそもこの二つのケースもそうですけども、いじめの加害と被害の認定っていうのが、すごく難しいという話が出ました。

まず1番初めに、私は精神的苦痛を与えられていますって言ったほうが今被害児童っていう形で、相手が加害児童というふうに決まってしまうって、実際そうになってきちんと分

けられない場合もかなりあると思います。結局どっちもどっちというか、そういう場合に、もう加害児童とか被害児童って決まってしまってから話を聞くと、何かやっぱりどうしても加害児童には何でやったの、被害児童に何でつらかったのって話になってしまうので、やっぱりそういうふうに決まる前に、話を子どもたちにまず聞くのが大事だなと思います。

私このグループで、第三者が話を聞くことが大事だって話をさせていただきましたが、それなぜかっていうと、今子どもたちの、「困ったときに誰に1番に相談しますか」ってアンケートの結果が1番友達、2番知らない人です。SNSとかで。やっぱりそういうお子様ちょっと年齢が高いお子さんに関してなんですけれども、子どもたちって先生にも親にもいい子だと思われたいので、どんなちっちゃい子でも付度します。なので、そこで、学校で話を聞き親が話を聞いても本当のことはやっぱり言わないっていうのが前提だなとは思っています。なので、やっぱりその第三者で話を私は聞く人ですっていう役割の人が話を聞いているところがすごく大事だと思っていて、さっきマニュアルっていうか言葉掛けを、こういう言葉掛けした方がいいよっていうマニュアルを作ったらいいよって話がありましたが、先生たちもなんですけど、やっぱり親御さんたちが、いかに子どもたちにどういう言葉をかけていくかっていうのは、すごくやっぱり予防という観点でも、早期発見の観点でもすごく大事で、親御さんがどうしていいか分からないから困る、どうしていいか分からないから悩む、トラブルになるっていうことがすごく多いので、このいじめは、学校の問題だけじゃなくてやっぱり家庭の問題でもあるので、家庭向けの動画やいろんなコンテンツありますので、そういうところでもいいし、新たに作ってもいいし、そのいじめの加害側になる、被害側になるということはどこの御家庭にもあって、普段からどういう対応をしてあげたらいいよっていうのを、先生たちだけでなく親御さんたちにもやっぱり示していくっていうのはすごく大事で、私は何か熊本市で調査したときに、1番友達かもしれないけど、誰に相談するっていうのが2番目親とか先生であるように、そこを目指して頑張ってもらいたいっていうのはすごく思いました。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。被害・加害の関係も逆転するようなことも、一つの事案の中で出てくるような説明が資料の中にもそういうのがありました。また合わせて、保護者の問題も、私たちのグループでも議論になりましたけれども、保護者同士の、どう理解していくか、関係をしっかり作っていけるように支援できるかですね、その辺のところは子ども以上に保護者は頑張り過ぎるところもあるかと思いますので、その辺のところをいかにサポートできるかですね。学校の中での対応できることっていうのはもう、多分そのまま受け入ると振り回されて巻き込まれていくことになると思いますので、第三者機関の役割っていうのもすごく大事ななと思います。その辺のところも、どういう形でこのいじめの問題に対して、市全体の取組として関わっていけばいいか、もう少し議論を具体的にしていいただければと思います。ありがとうございました。そのほか、御意見ありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

【上田委員】

すいません、論理的に話せないかもしれませんが、さっき各委員の方々がおっしゃったように、まずそのいじめ問題っていうのを全部その学校の先生方に任せるとするか、それよりも、いじめ担当になる担当で専門家の方々が第三者が付くっていう方が、子どもたちにとっても相談しやすい環境につながるのではないかなと思っていて、やっぱりその年齢が上がってくると、学校の先生が忙しいのは子どもも気づきます。

そうすると、自分のために心配をかけたくないっていう気持ちが優先されて、相談するという手段がもう消去法でなくなってしまうので、その自分がされた行為に対して、自分の思い過ごしじゃないとか、いじめととらえなければ大事にはならないだろうというふうに気持ちで解決しようとしてしまいがちなので、それで何もなかったことになっちゃうよりも、まずは、相談できる環境っていうのもあって、本当に教員の方や保護者の方にも余裕が持てるような、もうちょっとたくさんの人で、子どもを支えられるようになったらいいなというふうに思います。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。これもやはり子どものほうがいろいろと付度をしてしまって、本当に伝えなきゃいけないことを伝えないまま対応の仕方がずれてしまうということもあると思いますし、子ども自身が持っている選択肢もできるだけ多く持ってもらったほうがいいなと思いますので、そういうような子どもの立場に立った議論もしっかりしていかなければいけないなと思います。どうもありがとうございます。はい、その他にありますでしょうか。はい、青木先生お願いします。

【青木委員】

はい、青木です。ありがとうございます。教育行政審議会ということなので、ちょっと機構面についてコメントしたいと思います。やはり教育委員会制度という行政委員会の立て付けになっていて、その行政委員会の制度が選択される背景には、やはり、司法的な、準司法的な機能が期待されていると、学説上は整理されています。つまり、何らかのトラブルが教育分野であったときに係争案件を処理するっていう機能です。

ここまでの議論を踏まえますと、いじめや不登校といったもので、やはり処理しなければいけない案件というのが大変多く教育委員会にあると存在しているということですので、必要なリソースについては、まずはゼロベースで積み上げて予算要求につなげていくということが、正攻法の対応というか、戦略ではないかなと思います。

その上で教育委員会事務局の在り方についてのコメントになります。政令市ということもあって、抱える学校も多いわけです。そうすると、本来的には教育委員会事務局と学校との間で垂直補完の関係があってしかるべきで、非常に深刻な事案を抱えた学校には教育委員会事務局から応援派遣などする必要は当然あると思いますが、やはりですね、政令市ですと行政区がありますし、ちょっと学校と教育委員会事務局本庁との間の距離感があるというのが一般的な政令市の在り方です。つまり言わんとするところは、中間組織みたいなものをどう構想するかということは論点の一つになってくるかなと思います。教育行政版の行政区単位なのか複数の行政区単位なのか分かりませんが、学校を支援するという観点から

そういった中間的な役割を機能を果たす機構を構想するということは十分論点になってくるかなあと思いました。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。行政のほうからの専門的な立場から御意見をいただきましたので、これも次回この議論に加えさせていただければと思いますけれども、現時点での政令市としての熊本市の対応とかもですね、今後の計画とか、もし具体化できるものがあれば可能な範囲で情報提供いただければと思います。よろしくお願いいたします。はい、大体よろしいでしょうか。はい、それでは一応予定の時間になったかと思います。一応ここで本日の議論を終了したいと思います。後日、お気づきになられたことがありましたら教育委員会事務局、教育改革推進課のほうに御相談いただければと思います。

なお、本会議の議事録につきましては事務局にて作成後、委員の皆様へ送付されますので、その際には御確認いただきますようお願いいたします。そのあと、私のほうで最終確認をして確定をさせていただきます。今日は、前半前回の第2回目の審議を受けての追加の議論で2回目の内容、かなりボリュームのある審議にさせていただいたかと思います。心より御礼申し上げます。

また今日の審議につきましても、皆様の御協力ですmoothに進行することが出来ましたことを、心から御礼申し上げます。それでは司会を事務局のほうにお返しいたします。

4 諸連絡

～省略～

5 閉会

～省略～